



平成 20 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 日 工 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 岸 勝
(コード番号 6306 東証・大証各一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 財 務 本 部 長 伊 藤 肇
(TEL 078 - 947 - 3131)

内部統制の基本方針の改正に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 28 日開催の取締役会において、下記の通り「内部統制の基本方針」の改正を決議いたしましたので、お知らせいたします。

変更点は、反社会的勢力への対応の体制及び財務報告の信頼性の確保について整備したものです。

(下線は変更部分を示しております。)

記

内部統制の基本方針

会社法が平成 18 年 5 月 1 日施行されたことに伴い、会社法第 362 条第 4 項第 6 号「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に定める会社の内部統制及び金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制」等にかかる体制全般について、次のとおり基本方針を定める。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次のように体制の強化を行う。

- (1) 法令及び定款遵守の基本方針及びコンプライアンス規則を定め、取締役自ら基本方針及びコンプライアンス規則を遵守する。
- (2) 取締役会での業務報告について、重大な影響を及ぼす諸問題があれば直ちに報告を行うなど報告体制を強化する。
- (3) 内部監査部門の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査部門の三者による監査体制を確立する。
- (4) 取締役社長は、公益通報者保護法に基づき、内部公益通報制度の実効性の確保に努める。
- (5) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役・執行役員・使用人の職務執行の状況に係る情報の保存及び管理について、次のように体制の強化を行う。

- (1) 情報の保存(保存期間を含む)及び管理(管理をする部署の指定を含む)に関するルールを明確にする。
- (2) 次にあげる文書・電磁的記録データについては、取締役・使用人の職務執行の状況に係る情報と位置付け、関連資料と共に文書管理規則に基づいて保存管理し、取締役及び監査役の要求があれば直ちに閲覧可能な状態を維持する。

株主総会議事録、取締役会議事録、社内役員会議事録、取締役会が設置した委員会等の組織の会議録、稟議書・お伺い書、契約書・契約報告書、会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・注記表・事業報告・附属明細書、月次・四半期決算書類、予算審議・予算進捗資料、行政機関・証券取引所等に提出した書類の写し

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の管理として、次のようにリスクの識別・評価・監視・管理を行う。

- (1) リスク管理の実効性を確保する責任者として、取締役よりリスク管理担当を定める。
- (2) リスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループのリスクをトータルに認識・評価(影響度と発生可能性等を勘案してリスク評価する)分析し、取締役社長に対し意見具申を行う。
- (3) リスク管理委員会は、各種リスクの未然防止、リスク管理、発生したリスクへの対処方法や是正手段を、取締役社長に対し意見具申し、併せて当社グループ従業員に対してリスク管理に関する教育・研修を実施する。
- (4) 適切な危機管理体制を構築できるように、危機管理マニュアル(重大事故や災害・不祥事が発生した場合の対処方法のマニュアル化)を充実させる。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役・執行役員・使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の施策を行う。

- (1) 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループ・各グループ子会社の目標値を年度予算として策定し、並びに中期経営計画を策定し、それに基づく進捗管理を行う。
- (2) 取締役・執行役員・使用人の役割分担、職務権限、指揮命令系統を明確にし、職務執行が効率的に行われるようにする。
- (3) 職務権限表及び組織表を社内イントラネットに掲載し、全役職員に周知・徹底する。
- (4) 業務の合理化・電子化に向けた取組・整備を更に進める。

5.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の施策を行う。

- (1) 法令及び定款遵守の基本方針及びコンプライアンス規則を定め、グループ会社を含めた全使用人への基本方針及びコンプライアンス規則の教育・研修を実施し周知徹底を行う。
- (2) コンプライアンス推進の責任者として、取締役よりコンプライアンス推進担当を定める。
- (3) コンプライアンス委員会を設置し、運用、整備、監視を行い、定期的に取り締り社長に報告するものとする。
- (4) コンプライアンスを実効化させる為に、内部公益通報制度を周知・徹底する。
- (5) 内部監査部門によるコンプライアンス監査を実施する。

- (6) 部門毎(サービス・営業・調達・情報・財務等)の業務管理・業務執行の規則(手続き、マニュアル等)を整備する。
- (7) IT に関する統制については、全般統制(システム全体の統合等適正に行うといった統制)とアプリケーション統制(個々のシステム管理を適正に行うといった統制)の両者の観点から、現状システムを整備・運用する。

6.当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ子会社の業務の適正を確保するため、次の施策を行う。

- (1) 全グループ子会社は取締役会議事録の写しを当社の取締役社長及び担当取締役に提出すると共に、グループ子会社の取締役社長は、定期的に当社の担当取締役に對し経営上の重要事項や業務執行状況・財務状況・予算の進捗状況等の報告を行うものとする。
- (2) グループ子会社監査役に、業務監査権限を付与し、業務執行の適法性を検証させる。
- (3) グループ子会社が、当社よりの指示が法令及び定款に適合しているかどうかの判断をするに當って、当社及びグループ子会社の監査役がアドバイスする。
- (4) 当社はグループ子会社との取引に関しては、グループ子会社取締役会決議を最大限尊重する。
- (5) コンプライアンス委員会・リスク管理委員会は、グループ子会社も統括して教育研修・指導・管理する。
- (6) グループ子会社の一定の経営上の重要事項に関する取締役会決議事項につき、当社の担当役員や取締役会の了承を必要とする。
- (7) 当社経営者とグループ子会社の経営者により経営戦略を審議する「連絡会議」で、情報交換をなし連携を密にする。
- (8) 当社で導入している内部公益通報制度をグループ子会社に範囲を広げ、内部公益通報窓口は当社の指定する部署(総務室)に統一する。
- (9) 「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項につき、次のような方針で臨む。

- (1) 監査役の職務を補助する組織を監査役室とする。
- (2) 監査役会より、監査の実施にあたり必要と認めるとの理由で、取締役会に對し監査役室の増員を求めた場合、取締役会はこれに同意する。

8.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、使用人の取締役からの独立性に関する事項につき、次のような方針で臨む。

- (1) 監査役室に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査役室の人事異動や給料その他処遇については、監査役は事前に報告を受け、必要な場合は、理由を付して変更を人事担当取締役に申し入れることができる。

9.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制として、次のような方針で臨む。

- (1) 取締役及び内部監査部門その他の使用人は監査役に直接報告できる。
- (2) 取締役及び内部監査部門その他の使用人は、監査役に対して、法令定款違反事項に加え、次の会社の重要情報を適時に報告する。
 - 経営戦略会議等の重要な会議に附議、報告された案件のうち重要な事項
 - 内部監査部門が実施した監査の結果
 - 内部公益通報制度による通報の状況
- (3) 監査役は、いつでも会社の重要情報にアクセスできるものとする。
- (4) 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査役に報告しなければならない。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、次のような体制と方針で臨む。

- (1) 業務執行ラインから独立した内部監査部門を設置し、内部監査部門は監査役と日常的に連携できるように協力する。
- (2) 監査役が、適宜弁護士等の外部専門家と連携できるように協力する。
- (3) 取締役は監査役の適法性監査に留まらず、企業経営者のリスク管理・内部統制の整備・運用状況を含む経営活動を対象とした妥当性の監査にも協力する。
- (4) 監査役が、取締役社長を始めとする経営者及び会計監査人と定期的に意見・情報交換をできるように協力する。

制定 平成 18 年 5 月 12 日

改正 平成 19 年 3 月 29 日

改正 平成 20 年 3 月 28 日

以 上